

令和6年8月9日現在

令和6年8月8日地震被害に対する 宮崎県中小企業融資制度のご案内

災害対策貸付（災害対策）

融資対象者	県内における同一事業歴が6か月以上の中小企業者等であって、令和6年8月8日地震により重大な損害を受け、又は同地震を原因とする休業、操業短縮、交通途絶等に伴う売上高の大幅な減少等の間接的な損害を受けたものであること。
融資限度額	運転資金 3,000万円（組合は8,000万円） 設備資金 5,000万円（組合は8,000万円）
資金使途	災害の復旧のために要する設備資金及び運転資金
融資期間	運転資金 7年以内(うち据置12月以内) 設備資金 10年以内(うち据置18月以内)
融資利率	年1.00%～年1.50%
保証料率	<u>年0.40%～年1.50%</u>
必要書類	市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書等

問い合わせ先：宮崎県 商工政策課 経営金融支援室（電話：0985-26-7097）